

浜松市にお住まいの獣医師のみなさまへ

獣医師法第22条の届出をお忘れなく！

～令和4年度は届出が必要です～

獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。

令和4年12月31日現在の状況を届出様式にご記入の上、令和5年1月1日から1月31日までに下記提出先に提出してください。

- ◆ 獣医事への従事の有無にかかわらず、すべての獣医師が対象です。
- ◆ 集計結果は、獣医師の分布、就業・異動状況を的確に把握するために利用されています。
- ◆ 届出様式や記載方法は下記URLをご参照下さい。

(農林水産省HP) オンライン届出も可能になりました！

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

本籍地の都道府県、氏名、性別等に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、獣医師名簿登録事項の変更申請が別途必要です。詳細は、下記URLをご参照下さい。(農林水産省HP:登録事項の変更)
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

●提出・お問合せ先

浜松市役所 農業振興課 (生産環境グループ)

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 (市役所本庁舎6階)

電話 053-457-2332

E mail noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp